

株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程) 学則

(新)

第1条(目的)

株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程)(以下、「本課程」という。)は、介護専門職として、必要な知識・技術を習得し、多様なご利用者に対する的確な介護ができる人材の育成を目標とし、地域のご利用者に対する質の高いサービスの提供と介護人材の輩出を通して、地域福祉の充実に貢献することを目的とする。

第2条(名称・所在地)

本課程は、株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程)と称する。

本課程の所在地(徳島北本校)は、徳島県板野郡北島町北村字東蛭子 88 番地 5 とする。

本課程のサテライト校は、株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程)、サテライト勝浦校と称する。

サテライト勝浦校の所在地は、特別養護老人ホーム喜楽苑、徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国 13-1 とする。

また、株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程)、サテライト日和佐校と称する。

サテライト日和佐校は、社会福祉法人東紅会徳島県海部郡美波町西河内字丹前 106-1 とする。

また、株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程)、サテライト論田校と称する。

サテライト論田校は、社会福祉法人あさがお福祉会 徳島県論田町大原字外籠 38 番地とする。

第3条(課程・受講対象者・修業年限・修業年限の短縮・定員・休校日)

課程名:株式会社総合医療「介護福祉士実務者研修」(通信課程)

受講対象者:15 歳以上の者で、無資格者、訪問介護員 1・2・3 級取得者、介護職員初任者研修・介護職員基礎研修・准・看護師・助産師修了者とする。但し、18 歳未満の者は、保護者の同意が必要です。

修業年限:6 ヶ月(但し、受講生は 1 年を超えて在学できない)

修業年限の短縮:修業年限は、原則、6 ヶ月であるが、以下に示す有資格者は、受講期間が1ヶ月以上あって修了した場合は、その修了した時点をもって修了年限とする。

修業年限の短縮に該当する有資格者要件:訪問介護員養成研修(1~3級)、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、喀痰吸引等研修、准・看護師・助産師、その他上記に掲げる課程に準ずる課程修了者

定員:20 名

休校日:祝日、8月12日~15日(夏季休暇)、12月30日~1月3日(冬季休暇)

第4条(養成課程・授業)

「介護福祉士実務者研修」(通信課程)

区分	通信授業	スクーリング(面接授業) ※医療的ケア(8時間)含む	合計 (時間)
無資格者	405	介護過程Ⅲ(45H)+医療的ケア (8H)	458

訪問介護員 3 級	375	介護過程Ⅲ(45H)+医療的ケア (8H)	428
訪問介護員 2 級	275	介護過程Ⅲ(45H)+医療的ケア (8H)	328
介護職員初任者研修	275	介護過程Ⅲ(45H)+医療的ケア (8H)	328
訪問介護員 1 級	50	介護過程Ⅲ(45H)+医療的ケア (8H)	103
介護職員基礎研修	50	※医療的ケア(8H)	58
准・看護師・助産師	225	介護過程Ⅲ(45H)	45

(注)医療的ケアは 8 時間を 2 回(定員 10 名)開講し、その内いずれかを受講する。

第 5 条(運営組織)

- (1)校長
- (2)専任教員
- (3)非常勤講師
- (4)医療的ケア担当教員
- (5)事務職員

2 校長は本校を代表し、校務全般を統括する。

3 専任教員、非常勤講師及び医療的ケア担当教員は、受講生の教育をつかさどる。

4 事務職員は事務に従事する。

第6条(入学・時期・方法・受講費用・受講費用の一部免除)

入学時期は、本校:毎年 5・8・11・3 月の年 4 回とする。及びサテライト勝浦校:毎年 6 月の年 1 回。また、サテライト日和佐校:毎年 7 月の年 1 回。また、サテライト論田校:毎年 9 月の年 1 回。全合計 7 回とする。

入学志願者は入学 2 週間前までに所定の書類に必要事項を記入し、応募する。先着順に受付し、定員に達した場合は締め切りとする。ただし、若干名の待機者を設ける。

受付終了後、入学 3 日前までに決められた書類を提出し、受講料(テキスト代込み)を納入しなければならない。

【受講料(税込)及び受講費用の一部免除】

受講区分	受講費用(円)	受講費用の一部免除
無資格者	160,000	1、弊社介護員等修了者(10%免除)
訪問介護員 3 級	160,000	2、2～3 名グループ受講(10%免除)
訪問介護員 2 級	140,000	3、4 名以上グループ受講(20%免除)
介護職員初任者研修	140,000	4、事業所受講 4 名～(20%免除)
訪問介護員 1 級	70,000	5、高校等学生受講割引(10%免除)
介護職員基礎研修	35,000	(注)分割割引には適用されません。
准・看護師・助産師	70,000	

(注)受講費用の分割入金は可能とします。但し、各受講費用に事務手数料が 5%加算されます。

第 7 条(休学・退学・復学)

休学の希望があった場合は、休学願を提出し、許可を受けた場合は、次回の研修に引き継ぐこ

とができる。休学期間は在学期間に参入しない。但し、6 ヶ月を超えることはできない。休学中の受講生が復学しようとするときは、復学願を提出し、許可を受けなければならない。但し、前条 3 条に規定する通りとする。

退学の希望があった場合は、その事由を記載した書類を提出し、許可を受けなければならない。その場合、受講料は返金しないものとする。

第 8 条(履修方法・補講)

1)通信授業は、無資格者の場合 405 時間、訪問介護員 3 級取得者の場合 375 時間、訪問介護員 2 級取得者及び介護職員初任者研修の場合 275 時間分、訪問介護員 1 級課程及び介護職員基礎研修課程取得者の場合 50 時間、准・看護師・助産師取得者の場合 225 時間の学習を決められたスケジュール表に基づいて各々テキストで学び、定められた期間内に、通信課題を提出し、添削指導を受けなければならない。

2)スクーリング(面接授業)は、下記のとおり実施する。

徳島北校(本校):

「介護過程Ⅲ(45 時間)」を 10 回(火曜 19-22、3 時間、土曜日 9-16、6 時間)、「医療的ケア演習」(1 回定員 10 名で、2 日間実施。いずれか 1 日受講。)を 1 回(日曜 9-18、8 時間)、合計 11 回受講することとする。

サテライト勝浦校:

「介護過程Ⅲ(45 時間)」を 10 回(火曜 19-22、3 時間、日曜日 9-16、6 時間)、「医療的ケア演習」(1 回定員 10 名で、2 日間実施。いずれか 1 日受講。)を 1 回(日曜 9-18、8 時間)、合計 11 回受講することとする。

サテライト日和佐校:

「介護過程Ⅲ(45 時間)」を 10 回(火曜 18:30-21:30、3 時間、土曜日 9-16、6 時間)、「医療的ケア演習」(1 回定員 10 名で、2 日間実施。いずれか 1 日受講。)を 1 回(日曜 9-18、8 時間)、合計 11 回受講することとする。

サテライト論田校:

「介護過程Ⅲ(45 時間)」を全 10 回(火・水・金曜 16:00-21:00 又は 9-16、6 時間)、「医療的ケア演習」(1 回定員 10 名で、2 日間実施。いずれか 1 日受講。)を 1 回(日曜 9-18、8 時間)、合計 11 回受講することとする。

尚、両校共、遅刻、早退は欠席とする。欠席した場合は、次回の研修又は株式会社総合医療が開講する本研修で該当講義を受講して修了とする。

受講生は学習内容について相談、質疑がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

3)無料補講については、欠席した科目を次回開講時に無料補講するものとする。

有料補講については、担当講師との日程調整により可能とする。補講費用は、介護過程Ⅲの場合、3 時間に付き、10,000 円とする。また、医療的ケア(演習)については、3 時間に付き、15,000 円とする。尚、補講については、前条 3 条に規定する通りとし、1 年以内に補講を修了するものとする。

第 9 条(添削その他の指導の方法)

1)講義科目における通信課題は、各科目に規定された添削時間相当の、記述式、挿入式、○×式の問題を配布し、各担当科目講師により、提出された課題(レポート)を採点し、60 点以上を

合格とする。60点未満の受講者については、各担当科目講師により、間違い箇所を講評し、再提出とする。再提出された課題(レポート)を採点し、60点以上を合格とする。

2)スクーリングにおける介護過程Ⅲ(45時間)、医療的ケア(8時間:1回当たり10人定員として、2回[2日間]実施し、いずれか1回受講する)については、それぞれの演習内容を5回以上ずつ体験し、担当講師により、理解度を確認し、下記に示す評価レベルで評価し、不可の場合は、再受講・再評価する。

【知識評価レベル】

A	説明できる(具体的に説明できる)
B	概説できる(だいたいのところを説明できる)
C	列挙できる(知っているレベル)
D	説明できない(欠席した者及び答えられない)

【演習評価レベル】

A	実施できる(具体的に実施できる)
B	ほぼ実施できる(だいたいのところを実施できる)
C	なんとか実施できる(知っているレベル)
D	実施できない(欠席した者及び実施できない)

第10条(修了認定の方法及び修了証書の交付)

- 1 前条第4条に規定する各資格取得者は、修了証書を添付し、規定の免除を受けるものとする。
- 2 前条第8条及び第9条に定める要件の全てを修了した者には、修了証書を交付する。
- 3 前条第3条(修業年限の短縮)に該当するものは、修了した日に修了証書を交付する。

第11条(懲戒)

校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、及び退学とする。
- 3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (2)正当な理由がなく、課題提出状況の極めて悪い者
 - (3)スクーリング時に秩序を乱す等、学校の指示に反した者

第12条(その他)

本条項にない事項で、本課程に係る国による見直し等があった場合、それに従うものとする。

附則

- この規定は、平成27年11月1日より施行する。
この規定は、平成28年6月1日より施行する。
この規定は、令和3年5月1日より施行する。
この規定は、令和4年6月10日より施行する。
この規定は、令和4年8月31日より施行する。